

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

(平成 18 年総務省令第 123 号、平成 18 年 10 月 27 日公布)

自治税務局固定資産税課

1 改正理由

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 321 号）の一部改正に伴い、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則（昭和 32 年総理府令第 80 号。）の一部について、所要の規定を改正する必要があるため。

2 改正内容

国有提供施設等所在市町村助成交付金法施行令第 5 条に規定する土地の価格は国有財産台帳に登録された当該土地の価格を総務省令により補正した価格とする特例を、平成 22 年度まで延長することを受け、米軍及び自衛隊使用施設明細書の記載心得並びに補正対象土地の基準日の設定等に係る改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行